

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社を元請とする住宅建築現場において大工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、脚立から転倒して（以下「本件災害」という。）負傷し、「頸部打撲、腰部打撲、頸椎捻挫、腰椎捻挫、右下腿打撲」（以下「原傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成18年労第317号）。

一方、請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「頸椎捻挫、腰椎捻挫、腰椎椎間板ヘルニア、右膝半月板損傷」と診断され、上記傷病は原傷病が再発したものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求を行ったところ、審査請求を経て休業補償給付を受給するに至り、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆとなった。

請求人は、平成〇年〇月〇日の治ゆ後、本件災害により「腰部打撲、馬尾神経障害」（以下「本件傷病」という。）を発症したとして、監督署長に同年〇月〇

日から同月〇日までの休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は本件災害によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は本件災害によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件傷病による症状について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「症状固定以降、症状固定時の状況と変化がないように見受けられる。症状が悪化し、悪くなってきたとはとても判断出来ない。今までの治療を繰り返すのみであり、他の治療を行っても改善できるものとは思われない。」旨述べている。当審査会として、改めて医学的所見を含む一件記録を精査するも、平成〇年の傷病が、平成〇年〇月〇日に治ゆと診断されたことは明らかであり、本件傷病による請求人の症状は、医学的にみて治ゆ時と変わらないものと判断する。したがって、当審査会としても、請求人の本件傷病は、原傷病が再発し、平成〇年〇月〇日に治ゆしたときの症状と比較して悪化しているとは認められないものと判断する。

(2) なお、請求人は、本件再審査請求に際し、E 医師作成の平成○年○月○日付け診断書を提出しているが、F 病院の診療録を精査するも、請求人が本件請求期間において治療を受けた事実は認められないことから、休業補償給付の要件の一つである、「療養のため労働することができない」という要件も満たしていないものと判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。